

所得税・市県民税の申告は

2月16日から3月15日まで

2月16日から3月15日までは、所得税の確定申告、市県民税の申告期間です。確定申告をしなければならない方や還付を受けることができる方、年末調整を受けられなかった方などは申告相談もお受けしますので、期間中は早めに申告書を提出してください。

申告相談の期間

2月16日(木)～3月15日(水)
午前9時～午後4時30分受付
※土・日曜日は除く

申告相談の会場

- ・八鹿文化会館2階展示室
- ・やぶ生涯学習センター 農業技術研修室
- ・大屋公民館研修室
- ・エイドホール農林研修室

確定申告をしなければならぬ方

- ◆自営業を営んでいる方(小売業や製造業、保険外交員、サービス業、農業など)
- ◆給与を1カ所から受けている方で、給与の他に地代や家賃、農業などの所得の合計額

確定申告をすることで所得税が還付される方

- ◆年の中途中で退職し、年末調整を受けられなかった方
- ◆サラリーマンで医療費控除や寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けられる方

- ◆20万円を超える方
- ◆給与を2カ所以上から受けている方で、年末調整をされていない給与の合計額が20万円を超える方
- ◆給与の支払いの際、所得税を源泉徴収されていない方
- ◆年末調整時に扶養控除等を誤って提出してしまったため、年末調整が正確になされていない方
- ◆平成17年中の給与による収入金額の合計額が2千万円を超える方

期限内に申告しましょう

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく無申告加算税等を納めなければなりません。できるだけ早く正確に申告してください。

市県民税申告書の提出

平成18年度分市県民税の申告書は、2月上旬に各区長さんを通じて配付する予定です。「申告書の書き方」をよく読んで、3月15日までに提出してください。

申告相談に必要なもの

- ①市県民税申告書・所得税確定申告書(税務署から送付があった方)
- ②印鑑
- ③給与・年金収入のある方は、源泉徴収票、給与支払者の証明書
- ④営業・農業・不動産所得のある方は、収入や経費の分かる書類
- ⑤生命保険、損害保険、社会保険料などの控除を受けられる方は、その支払証明書

⑥医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書・領収書・保険などで補てんされた金額の明細書(医療費の明細書は事前に作成してください。医療を受けた方ごと、病院ごとにまとめてください)

※各種用紙等は、市役所税務課、各地域局振興課にあります。できるだけ事前に準備をお願いします。

■税務署・税理士会等特別相談の日程

会場	開催日	時間	担当
八鹿文化会館 展示室	2月23日(木)	9時30分～15時30分	和田山税務署、県税事務所、養父市役所
	3月2日(木) 3月3日(金)	10時～15時30分	近畿税理士会和田山支部、(社)和田山納税協会
やぶ生涯学習 センター 他産業室	2月24日(金)	9時30分～15時30分	和田山税務署、県税事務所、養父市役所
	2月28日(火) 3月1日(水)	10時～15時30分	近畿税理士会和田山支部、(社)和田山納税協会
大屋公民館 研修室	3月6日(月)	10時～15時30分	近畿税理士会和田山支部、(社)和田山納税協会
エイドホール 研修室	2月27日(月) 2月28日(火)	10時～15時30分	近畿税理士会和田山支部、(社)和田山納税協会

※いずれの相談時間も、12時～13時は除きます。
※和田山税務署は、土・日・祝日は閉庁しています。